

依存症対策推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、民間団体が独自に取り組む依存症に関連する問題（アルコール関連問題、薬物依存症関連問題、ギャンブル等依存症関連問題）の対策について支援を行うため、当該民間団体の活動に対し、予算の範囲内において依存症対策推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請書)

第2条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式とする。
2 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、別記第2号様式とする。
3 要項第3条第2項第3号その他必要とする書類は、次のとおりとする。
(1) 団体に関する調書（別記第3号様式その1から別記第3号様式その2まで）
(2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
(3) その他知事が必要とする資料

(補助事業等の内容等の変更)

第3条 要項第5条第2項の変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。
(1) 事業変更計画書（別記第1号様式を準用）
(2) 変更後の収支予算書（別記第2号様式を準用）
(3) その他知事が必要とする資料

(申請の取下げ)

第4条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定通知書を受領した日から起算して30日以内とする。

(実績報告)

第5条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第4号様式とする。
2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、別記第5号様式とする。
3 要項第9条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
(1) 領収書の写し
(2) その他知事が必要と認める資料
4 第1項の事業実績書の提出期限は、当該年度の3月31日までとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成29年11月28日から施行し、平成29年10月13日から適用する。

この要領は、平成30年9月3日から施行し、平成30年7月11日から適用する。

この要領は、令和元年11月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。